**Q２**

**アルバイトは有給休暇がないのですか？**

会社は労働者に、働いた月の数に応じて年次有給休暇(有休)を与えなければなりません。有休は**6か月間続けて働き**、**働くと決められていた日数の8割以上出勤**した労働者の権利です。

正社員のみならず、アルバイトやパートタイム労働者も、上記の条件に当てはまれば、１週間単位で働いている「日数」または「時間」に応じて有休が与えられます。自分にどれくらい有休があるか、下の表で確認してみましょう。

**●週30時間以上、または週５日以上働く人**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 働いた年数 | ６か月 | １年６か月 | ２年６か月 | ３年６か月 | ４年６か月 | ５年６か月 | ６年６か月以上 |
| 有休の日数 | **10**日 | **11**日 | **12**日 | **14**日 | **16**日 | **18**日 | **20**日 |

例）フルタイム勤務で2年6か月続けて働いた場合　➡　有休の権利が12日ありますが、その前年に11日の権利を得ているため、仮に有休を1日も使っていなければ、23日分の有休の権利があります。

**●週30時間未満かつ週４日以下働く人**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | １週間で働いた日数 | １年間で働いた日数 | 働いた年数 |
| ６か月 | １年６か月 | ２年６か月 | ３年６か月 | ４年６か月 | ５年６か月 | ６年６か月 |
| 有休の日数 | ４日 | 169～216日 | **７**日 | **８**日 | **９**日 | **10**日 | **12**日 | **13**日 | **15**日 |
| ３日 | 121～168日 | **５**日 | **６**日 | **６**日 | **８**日 | **９**日 | **10**日 | **11**日 |
| ２日 | 73～120日 | **３**日 | **４**日 | **４**日 | **５**日 | **６**日 | **６**日 | **７**日 |
| １日 | 48～72日 | **１**日 | **２**日 | **２**日 | **２**日 | **３**日 | **３**日 | **３**日 |

　例）週３日勤務で4年６か月続けて働いた場合　➡　有休の権利が9日ありますが、その前年に8日の権利を得ているため、仮に前年に有休を5日使っていれば、12日分の有休の権利があります。

**□　今の仕事を6か月以上続けていて、8割以上出勤している**

**□　上の表で、自分に何日の有休があるか確認した**

(週　　　時間 ／ 　　　日) で (　　　年　　　か月) 続けて働いた　➡ (　　　日)の有休

【action】

●自分が今まで働いてきた期間や、１週間に働く日数または時間から、自分の有休が何日あるか調べてみましょう。分からない場合は、会社に問い合わせましょう。

●就業規則等で有休についての決まりを確認しましょう。もし、就業規則等がなかったり、

内容が分かりにくかったら、会社に確認しましょう。

最後の確認！

コラム(2)

**働き方の種類について**

**いわゆる正社員**

**▶**一般的に期間の定めのない労働契約のもとで、会社にフルタイムで直接雇用される労働者

[特徴]

・一般的に定年までの長期的な雇用契約が前提になる

・会社内で昇進・昇格のために体系的な教育訓練を受けることが多い

・定期昇給が行われたり、ボーナス・退職金が支払われたりする場合が多い

**パートタイム労働者**

▶ １週間に働くよう決められた労働時間が、同じ会社で働く正社員に比べて短い労働者

**契約社員**

▶ 特定の業務を担当する、働く期間を決めて契約する労働者

**アルバイト**

▶ 本業（学業を含む）とは別に、収入を得るため一時的・季節的に働く労働者

**派遣労働者**

▶以下の要件を満たす労働者

(1)人材派遣会社（派遣元）と労働契約を結んでいる

(2)派遣元と派遣先との「労働者派遣契約」に基づいて、派遣元から派遣先に派遣されている

(3)派遣先の指揮命令を受けて働いている

（指揮命令関係）

**派遣元**

派遣労働者

**派遣先**

労働者派遣契約

労働契約

（雇用関係）

